

# 大分県報

平成二十九年  
第二八四六号  
一月十三日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………一
- 土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………一
- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………二
- 県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧……………二
- 指定漁船調査書の縦覧（十四件）……………二
- 大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更……………八

### 選挙管理委員会告示

- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………一
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

### 監査公表

- 監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………二
- 土地改良区清算人の退任……………一六
- 公共測量の実施……………一六
- 公共測量の終了（二件）……………一七

## ○告示

大分県告示第十一号

## 示

平成二十九年一月十三日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広瀬 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
音声・言語機能障害（そしやく含む）	黒木千尋	農協共済別府リハビリテーションセンター 別府市大字鶴見字中山田一〇二六一〇	平二八・一二・一五
ぼうこう又は直腸の機能障害	田島正晃	国家公務員共済組合連合会 新別府病院 別府市大字鶴見三八九八番地	〃
心臓の機能障害	藤本書生	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター 別府市内竈一四七三	〃
ぼうこう又は直腸の機能障害	石橋慶章	大分県済生会日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	〃
肢体不自由	清水健司	医療法人明石会曾根病院 佐伯市長島町二丁目一八一二	〃

### 大分県告示第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広瀬 貞

地区名

縦覧期間

縦覧場所

大分県報（告示）

豊後大野東部地区西原工区

平二九・一・一三から  
平二九・二・二まで  
豊後大野市役所

大分県告示第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の  
県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五  
項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村振興総合整備事業 （ほ場整備）	臼杵地区	平二九・一・一三から 平二九・二・二まで	臼杵市役所

大分県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の  
県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二  
第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日ま  
でに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）	萩二期地区 （杉園・政 所工区）	平二九・一・一三から 平二九・二・二まで	竹田市役所

大分県告示第十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五

条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

東国東郡姫島村四千九百十七の六

長尾 浩

東国東郡姫島村九百三十七

岸本 俊英

東国東郡姫島村千九百九十二

大磯 敏政

2 加入区

姫島加入区

3 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号  
大分県漁業協同組合事務所

(二) 東国東郡姫島村千八百二十七番地の十  
大分県漁業協同組合姫島支店事務所

大分県告示第十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

一 届出事項

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 発起人の住所及び氏名

国東市国見町竹田津三千八百三十五番地

江本 英樹

国東市国見町伊美三番地二

磯崎 建市

国東市国見町伊美二千四百八十九番地

秦 重憲

2 加入区

国見町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市国見町大字伊美千九百九十五番地

大分県漁業協同組合国見支店事務所

大分県告示第十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市国東町鶴川千三十八の一

松本 真一

国東市国東町小原二千四百三十六

宗安 春富

国東市国東町田深千二百三十九の一

栗林 公一

2 加入区

国東町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市国東町富来浦二千七百四十四番地の二百三十九

大分県漁業協同組合くにさき支店事務所

大分県告示第十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市武蔵町古市三百七十四番地一

川島 富男

国東市武蔵町糸原千九百五十一番地の一

古林 清美

国東市武蔵町糸原三千二百八十二番地四十

平成二十九年一月十三日

大分県報（告示）

前田 利春

2 加入区

武蔵町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市武蔵町古市四百三十四番地の二

大分県漁業協同組合武蔵支店事務所

大分県告示第十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

杵築市大字狩宿千八百八番地二

中根 隆文

杵築市大字狩宿二千十番地一

宇都宮 信孝

杵築市大字狩宿二千三百三十番地二十

真鍋 栄一

2 加入区

奈狩江加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 杵築市大字守江四千七百七十七番地の五

大分県漁業協同組合杵築支店事務所

大分県告示第二十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

臼杵市大字深江二千三百二十六番地

薬師寺 正治

臼杵市大字深江二千九百十二番地

小松 兼丸

臼杵市大字板知屋千二百五十七番地の六十

山下 敏正

2 加入区

臼杵加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 臼杵市大字板知屋千二百五十七番地

大分県漁業協同組合臼杵支店事務所

大分県告示第二十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五  
条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

津久見市大字保戸島三十四番地の二

大河 浅利

津久見市大字保戸島二十一番地の五

岡田 輝弘

津久見市大字保戸島千四百四十一番地の一

野口 博充

2 加入区

保戸島加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 津久見市大字保戸島千五百二十番地の二

大分県漁業協同組合保戸島支店事務所

大分県告示第二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五  
条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市上浦大字最勝海浦四千九百八十番地十六

山道 義則

佐伯市上浦大字津井浦千九百七十番地四

森崎 秀信

佐伯市上浦大字浅海井浦三千六百十番地一

菅 澄輝

2 加入区

上浦町加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市上浦大字津井浦千四百番地の七

大分県漁業協同組合上浦支店事務所

大分県告示第二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五

条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市大字護江八百九十五番地

石田 清

佐伯市大字狩生三千五百四十一番地

武森 明

佐伯市大字護江八百二十八の一

石田 正典

2 加入区

西上浦加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市葛港十七番一号

大分県漁業協同組合佐伯支店事務所

大分県告示第二十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字有明浦千三百八十四番地

疋田 一則

佐伯市鶴見大字吹浦五十七番地一

軸丸 徳実

佐伯市鶴見大字地松浦九百二十一番地一

上野 大樹

2 加入区

鶴見加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地の十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第二十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字羽出浦七百九十七番地

西谷 祐太郎

佐伯市鶴見大字中越浦六百三十六番地五

山崎 隆之

佐伯市鶴見大字中越浦五百八十番地八

濱田 弘

2 加入区

中浦加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地の十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第二十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字大島無番地大島団地二百二号

神崎 隆実

佐伯市鶴見大字大島無番地大島団地二百四号

神崎 真一

佐伯市鶴見大字大島三百十一番地一

軸丸 幸芳

2 加入区

大島加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地の十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第二十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字西野浦千九百八十八番地

山本 勇

佐伯市蒲江大字竹野浦河内二千三百二十番地十一

水本 博昭

佐伯市蒲江大字西野浦千九百三十七番地

日高 啓一

2 加入区

下入津加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

平成二十九年一月十三日

大分県報（告示）

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字西野浦千六百三十七番地の二

大分県漁業協同組合下入津支店事務所

大分県告示第二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。  
平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字蒲江浦二千六百二十一番地八

森崎 真吾

佐伯市蒲江大字蒲江浦二千百三十五番地

大石 又行

佐伯市蒲江大字蒲江浦四千八百三十四番地

(有)戸高水産 代表取締役 戸高 源之助

2 加入区

蒲江町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字蒲江浦五千四百四番地の八

大分県漁業協同組合蒲江支店事務所

大分県告示第二十九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び  
第八項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十八年大  
分県告示第十八号）の全部を平成二十八年十二月二十六日付けで次のとおり変更したので、  
同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。  
平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の海面漁業は、平成二十六年の生産量で全国第二十二位、生産額で全国第二十  
一位と、全国で中位の漁獲水準にある。また、まき網漁業漁獲物を利用した水産加工業も  
盛んであり、県下沿岸域において、水産業は中核的な産業となっている。

2 本県水域は、豊前海及び伊予灘西部域を含む瀬戸内海海域と黒潮系水の影響を強く受  
ける豊後水道海域とに大別され、これら両海域が豊予海峡周辺で接している。このた  
め、県内の水産資源は、瀬戸内海海域あるいは豊後水道海域に固有の資源と両海域に分  
布又は回遊する資源等とが混在し、魚介類の種類及び量ともに豊富で、全国的にも有数  
な漁場を形成している。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、安定的に推移している  
が、低水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られている。本  
県海域での生産量については、平成二十六年は前年よりアジ類、エビ類、タチウオが減  
少したものの、イワシ類、サバ類、マグロ・カジキ類が増加し、十三パーセント増の四  
万五千九百九十トンとなっている。本県水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保す  
るためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、海  
洋生物資源について種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の  
資源を主体として多くの海洋生物資源の保存が図られるようになってきているが、さら



<p>に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量及び海域別の漁獲努力可能量について、適切な管理措置を講じることとする。</p> <p>4 また、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源以外の県下沿岸域の主要資源については、種苗放流を積極的に実施し、適正な漁業管理を進めるとともに、資源の有効利用のために必要な調査を行い、総合的な資源管理を実施するものとする。</p> <p>5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県への入漁船及び他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。</p> <p>6 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行うためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産研究部を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。</p> <p>さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。</p> <p>7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。</p> <p>8 本県における漁獲可能量制度においては他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。</p> <p>二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>1 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成二十八年度の期間及び知事管理量は、次のとおりである。</p>		
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成二十八年一月から平成二十八年十二月まで	若干
まいわし	平成二十八年一月から平成二十八年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十八年七月から平成二十九年六月まで	若干
2 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成二十九年度の期間及び知事管理量は、次のとおりである。	<p>は、次のとおりである。</p> <p>第一種特定海洋生物資源</p> <p>管理の対象となる期間</p> <p>知事管理量</p> <p>まあじ</p> <p>平成二十九年一月から平成二十九年十二月まで</p> <p>若干</p> <p>まいわし</p> <p>平成二十九年一月から平成二十九年十二月まで</p> <p>若干</p> <p>まさば及びごまさば</p> <p>平成二十九年七月から平成三十年六月まで</p> <p>(注)</p> <p>(注) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>1 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成二十八年度の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。</p> <p>また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。</p> <p>さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。</p> <p>まあじ</p> <p>中型まき網漁業</p> <p>若干</p> <p>小型まき網漁業</p> <p>(注) 中型まき網漁業とは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則(昭和四十二年大分県規則第十八号)第七条第三号に規定する漁業をいう。</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成二十九年度の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。</p> <p>また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。</p> <p>さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。</p>	

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量（隻日）	<p>まあじ 中型まき網漁業 若千 小型まき網漁業</p> <p>(注) 中型まき網漁業とは、漁業法第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第三号に規定する漁業をいう。</p> <p>四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>1 まあじ 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則（平成八年大分県規則第八十二号。以下「規則」という。）に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。</p> <p>また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規則と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>さらに、まあじ採捕を目的とするその他の漁業及び遊漁にあつては、その実態の把握に努めることとし、数量管理のあり方等について検討するものとする。</p> <p>2 まいわし、まさば及びごまさば（共通施策） 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、規則に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。</p> <p>また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項</p> <p>1 平成二十八年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。</p>
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	九月一日から	一三、五〇〇	
第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量（隻日）	<p>まごがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業）</p> <p>周防灘 一月一日から二月十日まで</p> <p>二、四四五</p> <p>(注) さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第一条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。</p> <p>六 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項</p> <p>1 平成二十八年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。</p>
さわら	さわら流しさし網漁業	瀬戸内海	九月一日から十二月三十一日まで	一三、五〇〇	
第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量（隻日）	<p>まごがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業）</p> <p>周防灘 一月一日から二月十日まで</p> <p>二、四四五</p> <p>(注) さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第一条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。</p> <p>六 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項</p> <p>1 平成二十八年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。</p>
さわら	さわら流しさし網漁業	瀬戸内海	九月一日から十二月三十一日まで	一三、五〇〇	

まごがれい	小型機船底びき網 漁業(うちこぎ網 漁業及び貝けた網 漁業)	周防灘	一月一日から 二月十日まで	一、四四五
	(注) さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しさし網漁業をいい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき網漁業のうち、手繰第二種漁業こぎ網漁業及び手繰第三種漁業貝けた網漁業をいう。			
まごがれい	小型機船底びき網 漁業(うちこぎ網 漁業及び貝けた網 漁業)	周防灘	一月一日から 二月十日まで	一、四四五
	(注) さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しさし網漁業をいい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき網漁業のうち、手繰第二種漁業こぎ網漁業及び手繰第三種漁業貝けた網漁業をいう。			
第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流しさし網 漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網 漁業(うちこぎ網 漁業及び貝けた網 漁業)	周防灘	一月一日から 二月十日まで	一、四四五

周防灘のまごがれい等七魚種の資源回復を図るために、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種の資源管理に関する覚書」及び「大分県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

### ○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第一号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示(昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十九年一月十三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 指定病院中
- 「医療法人仁恵会佐伯保養院」 〃 東町二七―一二を
  - 「社会医療法人敬和会佐伯養院」 〃 東町二七―一二に改める。

### 大分県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による平成二十九年一月七日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて

得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年一月十三日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数 一九、七六一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二三、五〇一人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）として得た数）

大分市	一三一、九五二人
別府市	三三三、二一一人
中津市	二二三、三〇七人
日田市	一八、九八八人
佐伯市	二一、三二七人
臼杵市	一一、四三七人
津久見市	五、四六七人
竹田市	六、七二八人
豊後高田市	六、五九〇人
杵築市	八、六六〇人
宇佐市	一六、二四九人
豊後大野市	一〇、九一三人
由布布市	九、八七八人

国東市・姫島村 九、二四〇人  
 日出町 七、八八七人  
 九重町・玖珠町 七、五〇六人

### ○監査公表

監査対象公衆第609号

平成28年9月2日付け監査第494号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月13日

大分県監査委員 首 藤 博 文  
 大分県監査委員 柳 井 貞 美  
 大分県監査委員 濱 田 洋  
 大分県監査委員 尾 島 保 彦

#### 1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関 (知事部局・土木建築部)	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
大分土木事務所	平成28年5月26日から平成28年5月27日まで 平成28年5月30日、平成28年6月30日	<p><b>指摘事項</b>                      戸含清掃業務委託において、入札書に記載不備があつた業者と契約を締結し、履行した事例が認められた。</p> <p><b>措置状況</b>                      業者に対する代理人入札の説明が不十分であつたことから、用度管財課からの通知を再確認し、今後は入札執行通知書とともに代表者入札、代理人入札の両方の入札書様式とその記入例を業者に提示することとした。                      また、入札時の手順書（口述書）を修正し、委任状及び入札書のチェック項目を具体的に示したうえで、複数の職員で確認することとする。</p> <p>今後、会計制度等について、庶務班担当者に周知・徹底及び引継ぎし、適正な運用に努める。</p>

中津土木事務所	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで 平成28年5月16日	ていく。 指摘事項 港湾使用料について、滞納者から領収した分割納付金を現年度滞納分に重点的に充当したため、過年度の債権が時効により消滅しているなど、時効中断の措置が効果的に講じられていない事例が認められた。			について、現金出納表の簿冊に記入例を添付するとともに、現金収納事務の引継書にも記述を追加した。 今後は、現金受領日に現金出納表の受入の記載を行うとともに、業務終了後、現金出納表と保管している現金の確認を、出納員、会計審査指導職員及び担当者の3者により行い、現金出納表に確認済印の押印を徹底し、適正な事務処理に努める。
2 注意事項についての措置状況	措置状況 滞納者と現在未納の債権の納付について協議し、今年度と来年度の2箇年にわたり、分割による納付計画書を提出させた。 今後は、この分割計画書に従って、時効の中断に留意しながら、滞納分を着実に完納するよう、適正な納付指導に努める。 また、債権管理を担当する職員の知識や資質の向上を図るため、管理・保全課及び総務課職員を対象とした債権管理に関する研修会を開催し、また複数の職員によるチェック体制を整えた。 今後は他機関が実施する研修会にも積極的に参加するなど、更に研鑽を深め、再度、今回のような事案が発生しないよう、事務所を挙げて取り組む。	措置状況① 大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則等に基づき適正な事務処理を行うため、平成28年8月2日に作成した事務手順書を基に総務部、農林基盤部担当者を対象にした研修を平成28年8月3日に実施した(総務部2名、農林基盤部30名参加)。 今後は、同様の事態が発生しないよう事務手順書を共有フォルダで管理し、事務手順書に掲げた事務の執行の度に、総務部、農林基盤部の担当及び総括で進捗管理を行うとともに、収納済一覧表で収納状況を確認のうえ、決裁をす			
監査対象機関 (知事部局・総務部)	監査実施日	措置状況② 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず手当を支給していない事例が前年度に引き続き認められたとともに、手当額が間違っていた事例が認められた。	東部振興局	平成28年5月23日から平成28年5月25日まで 平成28年6月23日	注意事項① 県営土地改良事業に係る分担金及び市町村負担金について、適正な変更手続を経ることなく、大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規程等に規定された期日と異なる期日に調定徴収している事例が認められた。
注意事項	現金収納事務において、情報提供に係る資料等の写しの交付費用として領収した現金を、現金出納表に記載しないまま保管し、後日、払込みの際に受入れたこととして記載している事例が認められた。	措置状況② 手当の未支給については、過年度処理となるため総務事務センターへ廻及追給を依頼し、対象者へ支給した。		措置状況 指定金融機関への払込み時を、受入日として現金出納表に記載したものについては、受入日を現金受領日に改めた。また、日付の記載方法を	

	<p>今後は、再発防止のため以下のとおり、取り扱うこととし、周知徹底のため平成28年8月3日に研修を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 用地交渉日誌に、手当入力及び旅行命令入力確認欄を設け、事業担当、用地担当、事業及び用地担当総括が入力を確認する。</li> <li>2 毎月、総務部担当が、用地交渉日誌と総務事務システムの旅行命令・用地交渉手当の入力が一致していることを確認したあと、手当の支給をする。</li> </ol>		<p><b>措置状況</b>                  該当職員の通勤費用弁償について再計算し、返納手続を行った。                  再発防止を図るため、「再雇用非常勤職員等の通勤費用弁償の支給に関する要領及び計算例」を総務部内で再度確認した。また、認定の際には要領を添付し、担当及び班総括にて額の確認を徹底することとした。</p> <p><b>注意事項①</b>                  庁舎等清掃業務委託において、契約書で2日に1回実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていない事例が認められた。</p> <p><b>措置状況①</b>                  契約書どおりに実施されなかった平成26年6月から平成28年4月分については、差額分を平成28年10月4日に返納させた。未払いであった5月分については実績に応じ支払い、6月以降については契約書どおりに業務を行わせている。                  今後は、契約書どおりに、作業が実施されるよう受託業者を指導する。また、履行確認が確実に行えるよう、作業計画書及び作業報告書の内容を実施回数種別ごとに実施日が特定できる様式に見直すとともに、作業計画書と作業報告書、清掃報告書（日報）については担当と班総括による二重チェックを徹底する。</p> <p><b>注意事項②</b>                  公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p><b>措置状況②</b>                  自損事故を発生させた職員に対して、報告を受けた際に安全運転管理者（次長）から再発防止等について指導を行うとともに、振興局職員に対し、安全運転と事故防止について、公用車の燃料券発行の際の声かけや各班での打合せを通じた指導など、随時、注意喚起を行った。</p>
	<p><b>注意事項③</b>                  公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p><b>措置状況③</b>                  事故を起こした職員に対して、局長が即日嚴重注意をした。                  交通事故防止については、局内部長会議や交通安全講習会の開催等を通じて、日頃から職員に対して注意喚起を行っているが、事故後、改めて局内部長会議において交通法規の遵守と交通事故防止の徹底を指示するとともに、平成28年1月20日と2月3日に全職員を対象に「交通事故のメカニズムと危険を予測した運転」について講習会を実施し、交通事故防止を呼びかけた。                  平成28年度は、4月21日開催の局内衛生委員会で事故事例を元に原因分析や防止方法の検討を行い、検討結果を職員に周知するとともに、講習会を開催した。                  今後も引き続き、公用車を使用する際は、上司等が安全運転の励行を職員に呼びかけ、また、体調不良などにより正常な運転に支障があると見受けられる場合には運転を控えるよう指導するなど、事故の再発防止に努める。</p>	<p>豊肥振興局</p> <p>平成28年5月11日から 平成28年5月13日まで 平成28年6月9日</p>	
<p>南部振興局</p> <p>平成28年5月11日から 平成28年5月13日まで 平成28年6月15日</p>	<p><b>注意事項</b>                  再雇用非常勤職員の通勤費用弁償について、高速道路利用料金の加算額の算定を誤ったことから、過大に支給している事例が認められた。</p>		

		<p>また、毎月2回の定例所長・部長会議などを通じて、全職員に対し交通法規の遵守及び交通事故防止に常に心がけるよう周知徹底を図る。さらに、交通安全意識の向上を図るため、交通安全講座を、平成28年10月27日に実施した。今後も引き続き、公用車を使用する際は、上司等が安全運転の励行を職員に呼びかけ、また、体調不良などにより正常な運転に支障があると見受けられる場合には運転を控えるよう指導するなど、事故の再発防止に努める。</p>
(知事部局・土木建築部)		
国東土木事務所	平成28年4月27日から平成28年4月28日まで 平成28年6月10日	<p><b>注意事項</b> 港湾施設について、船舶を保留する使用者から期日を定めて使用報告を求めず、港湾施設使用料の調定が遅延している事例が認められた。</p> <p><b>措置状況</b> 大分県港湾施設管理条例施行規則に港湾施設使用報告書の提出期限の規定がなかったため、提出期限を定めていなかったが、今後は1箇月ごと(翌月10日まで)に港湾施設使用報告書を提出させる運用とし、一括納付を認めている全使用者に対し、平成28年5月18日付け国土第380号文書により、その旨の通知を行った。また、翌月10日までに報告書の提出がない場合は、提出の催告等を行うことで、調定の遅延が生じないよう改善を図る。</p> <p><b>注意事項</b> 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p><b>措置状況</b> 交通安全については、課長会議、安全衛生委員会など機会あるごとに注意喚起を行っているが、改めて全職員に対し、所内各会議等で交通法規の遵守や交通安全について周知徹底を図った。</p>
別府土木事務所	平成28年5月17日から平成28年5月18日まで 平成28年6月10日	
大分土木事務所	平成28年5月26日から平成28年5月27日まで 平成28年5月30日、平成28年6月30日	<p>今後も、引き続き職員の交通安全意識を高め、公用車は県有財産であるという意識を常に持ちながら、交通事故の防止に努めていく。</p> <p><b>注意事項①</b> 用地測量委託において、諸経費を誤ったことにより積算額が過小となっている事例が認められた。</p> <p><b>措置状況①</b> 今年度7月の積算基準書改訂時に測量においても諸経費は率計算で算出された額以内で計上するものと明示した。</p> <p><b>注意事項②</b> 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p><b>措置状況②</b> 今後は公用車を運転する際は可能な限り複数名で乗車することとし、後退する際は職員が降りて誘導することとした。所内会議、道路パトロール班ミーティング等で周知・徹底し、今後も交通法規を遵守し、安全運転、無事故に努めていく。</p> <p><b>注意事項</b> 現金収納事務において、証紙売りさばき代金として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p><b>措置状況</b> 現金出納事務について、主任担当者任せとなり不在時の対応が十分でなかったことから、現金保管状況と指定金融機関への払込み予定日について、主任担当者と副主任の2名で相互に確認し合うよう体制を整備した。さらに、大分県会計規則第40条及び大分県会計規則運用通知第40条関係の収納金の払込みに関する規定を十分理解するよう事務担当者に指導した。</p>
竹田土木事務所	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで 平成28年5月11日	

<p>(企業局)</p> <p>企業局</p>	<p>平成28年6月7日から 平成28年6月9日まで 平成28年6月30日</p>	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 毎月開催する局内所属長会議において、局長から全所属長に対し、交通安全について全職員を指導するよう指示した。</p> <p>また、企業局では、安全衛生委員会事業の一環として、毎年全職員を対象に交通安全講習会を開催しており、今年度も11月に交通安全講習会を開催して、安全運転意識の高揚、安全運転に関する知識の向上に努める。</p> <p>今後も引き続き、注意喚起及び安全運転を徹底するよう指導し、事故防止に努める。</p>
<p>(病院局)</p> <p>病院局</p>	<p>平成28年6月7日から 平成28年6月9日まで 平成28年7月1日</p>	<p>注意事項① 清掃等業務委託において、契約書で毎日実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況① 病院では汚れや埃等が発生した都度、清掃作業が必要となるため、清掃業者に直接指示を行うことで監視態勢に対応することとしている。しかし、病院の指示により変更した作業内容を受託責任者が作成する業務日報に記載しておらず、また、病院側でも確認が不十分であったため、実際の清掃作業内容が不明確となっていたものである。</p> <p>今後は、日常清掃の実施結果について、監督員が十分に確認を行うとともに、実施結果が不十分と認められる作業項目がある場合には受託者又は受託責任者に対して修補を求めるものとする。</p> <p>注意事項② 切手の受払簿において、受入枚数及び払出枚</p>

数と残枚数の整合がとれていないなど、管理が不十分であることが認められた。

措置状況②  
切手の受払簿の整理について、担当者が不在の日には副任が業務を行い、毎日、受入枚数、払出枚数及び残枚数のチェックを行うこととした。

また、受払簿の様式が任意の様式で、所属長等が受払の様式の確認を行う押印欄等が設けられていなかったが、受払簿の様式を大分県病院事業会計規程に定められた様式に変更し、総務経営課長及び総務班総括が受払の様式を確認することとした。

## 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人高田土地改良区（豊後高田市）から、退任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年一月十三日

大分県知事	広	瀬	勝	貞
氏 名	住 所			
三角 孝雄	豊後高田市田染小崎二二三四番地			
都 甲 昌 勲	〃 田染横嶺七七七番地			
河野 則 隆	〃 田染真中一七五番地			
小川 寛 治	〃 田染露一七七四番地			
安 東 利 幸	〃 田染露九八番地			

~~~~~

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十九年一月十三日



大分県知事 広 瀬 貞

一 作業の種類  
公共測量（MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測）

二 作業の地域  
大分市

三 作業の期間  
平成二十八年十二月十六日から平成二十九年三月三十一日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量を終了した旨通知があった。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 貞

一 作業の種類  
公共測量（基準点及び水準点設置）

二 作業の地域  
宇佐市安心院町板場及び松本地内

三 作業の終了日  
平成二十八年十二月一日

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量を終了した旨通知があった。

平成二十九年一月十三日

大分県知事 広 瀬 貞

一 作業の種類  
公共測量（基準点及び水準点設置）

二 作業の地域  
宇佐市安心院町且尾地内

三 作業の終了日  
平成二十八年十二月一日

平成二十九年一月十三日

大分県報（公告）